

第462回（定例）福崎町議会会議録

平成27年6月10日（水）  
午前9時30分開会

1. 平成27年6月10日、第462回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 宮内富夫 | 8番  | 木村いづみ |
| 2番 |      | 9番  | 石野光市  |
| 3番 | 牛尾雅一 | 10番 | 小林博   |
| 4番 | 志水正幸 | 11番 | 富田昭市  |
| 5番 | 松岡秀人 | 12番 | 釜坂道弘  |
| 6番 | 城谷英之 | 13番 | 高井國年  |
| 7番 | 北山孝彦 | 14番 | 難波靖通  |

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 嶋田正義 | 副町長    | 橋本省三 |
| 教育長     | 高寄十郎 | 技監     | 松尾成史 |
| 会計管理者   | 萩原昌美 | 総務課長   | 尾崎吉晴 |
| 企画財政課長  | 福永聡  | 税務課長   | 尾崎俊也 |
| 地域振興課長  | 近藤博之 | 住民生活課長 | 谷岡周和 |
| 健康福祉課長  | 三木雅人 | 農林振興課長 | 松岡伸泰 |
| まちづくり課長 | 豊國明仁 | 上下水道課長 | 松田清彦 |
| 社会教育課長  | 山下健介 | 学校教育課長 | 山本欽也 |

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第5号 平成26年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第5 報告第6号 平成26年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第6 報告第7号 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第7 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第8 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第9 議案第48号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について
- 第10 議案第49号 福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定について

- 第 1 1 議案第 5 0 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 福崎町道路線の認定について
- 第 1 4 議案第 5 3 号 工事請負契約について（福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事）
- 第 1 5 議案第 5 4 号 工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 2 工区））

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 5 号 平成 2 6 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第 6 号 平成 2 6 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 7 号 平成 2 6 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 8 報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 9 議案第 4 8 号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について
- 第 1 0 議案第 4 9 号 福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定について
- 第 1 1 議案第 5 0 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 福崎町道路線の認定について
- 第 1 4 議案第 5 3 号 工事請負契約について（福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事）
- 第 1 5 議案第 5 4 号 工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 2 工区））

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 6 2 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

爽やかな初夏を迎え、山々の緑が鮮やかに映える季節を迎えました。

新年度がスタートして約 2 カ月が経過いたしました。当局も多くの新課長が誕生してからの初定例会です。活発な質疑、意見、討論を期待をいたします。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 5 号から 9 号までの 5 件、議案第 4 8 号から 5 4 号までの 7 件の計 1 2 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、13名でございます。定足数に達しております。

よって、第462回福崎町議会定例会が、成立したことを宣告をいたします。

また、総務課及び議会事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第462回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。  
1番、宮内富夫議員  
8番、木村いづみ議員  
以上の両議員にお願いをいたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
去る6月3日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月24日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月24日までの15日間といたします。

### 日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。  
4月28日の第461回臨時会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告をさせます。
- 事 務 局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
5月10日、福崎東中学校において、消防団消防操法大会が開催され、議長ほか議員多数が出席いたしました。  
5月15日、田原小学校において、田原小学校体育館起工式が行われ、議長、副議長及び総務文教常任委員長が出席いたしました。  
5月22日、エルデホールにおいて、戦没者追悼式が行われ、議長ほか議員が出席いたしました。  
5月26日、文化センターにおいて、老人クラブ連合会総会が開催され、副議長が出席いたしました。

同じく、5月26日、福崎町商工会館において、福崎町商工会通常総代会が開催され、議長が出席いたしました。

5月29日、大会議室において、福崎町社会福祉協議会評議員会議が開かれ、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

5月31日、生活科学センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、議長が出席いたしました。

6月1日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

6月3日、福崎町商工会館において、福崎町経営者協会通常総会が開催され、議長が出席いたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び平成26年度下半期定期監査の結果報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

続いて、申し出により行政報告を行います。

副町長 行政報告をさせていただきます。

6月1日に長年ボランティアなどの活動をされた3団体と3名の方に福崎町善意賞のクロガネモチ賞とサルビア賞を贈りました。今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しています。

次に、選挙事務についてであります。福崎町長選挙及び福崎町議会議員補欠選挙執行予定日については、選挙管理委員会で12月6日に決定いたしました。また、選挙人名簿の定時登録者数は6月1日の基準日現在、男子7,401人、女子8,121人、計1万5,522人となっています。前回の3月基準日より22人の減となっています。

続きまして、企画財政課では、ふるさと応援寄付金の記念品を拡充して、福崎産のお米ともち麦製品のセットを選べるようにし、町のホームページ等で募集を始めました。

福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進め、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく施策の推進とともに、地方創生に取り組んでまいります。

また今後、行政改革懇話会を立ち上げ、幅広いご意見をいただきながら、行政改革大綱の改定を検討してまいります。

続きまして、税務課におきましては、平成27年度の住民税特別徴収納税通知書を5月8日、1,845事業所に発送、また、5月11日、8,874台の軽自動車に対し、納税通知書を発送いたしました。平成27年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めているところであります。なお、平成26年度から町県民税、固定資産税の前納報奨金制度は廃止しています。

出納閉鎖に向け、電話催告及び夜間徴収を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収を行いました。本年度も兵庫県から滞納整理回収チームの職員派遣をいただき、連携を図りながら滞納整理に努めてまいります。

地域振興課からは、自律（立）のまちづくり交付金事業は本年度で3年目となります。本年度も32自治会から申請があり、旧制度である地域づくり推進事業での取り組みを継続されている1自治会を含めて、全自治会で住民参加によるまちづくりが展開されることとなります。

第9回民俗辻広場まつりは4月25日に辻川山公園周辺で開催いたしました。当日は晴天に恵まれて多くの人出があり、ステージイベントや食の広場でのもち麦料理などとともに、辻川界限や学問成就の道など、散策を楽しんでいただきました。また、子ども向けに企画した河童の池での河童祭りゲームも好評で、多くの子どもたちが夢中になって楽しみました。

住民生活課からであります。福崎町消防操法大会を5月10日に福崎東中学校で開催しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプは庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が駅前分団でした。新町分団と庄分団、福田分団は、来る6月28日に市川町川辺小学校で開催されます神崎郡消防操法大会に福崎町代表として出場します。

水防訓練について、6月21日、神戸医療福祉大学において行います。この訓練は2年に1度実施し、出水期を迎える時期に住民を災害から守るため、福崎町消防団と町職員合同で行います。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、昨年度に引き続き支給をいたします。対象者は6月分の児童手当の受給者で、6月1日から受付を始めています。

続いて健康福祉課からであります。保健事業は特定基本健康診査、がん検診を6月20日から7月27日まで、土日を含み12日間実施いたします。今年度は周知徹底を図るため、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めています。多くの町民の皆様にご受診していただき、重症化を予防して医療費の抑制につなげてまいります。

食育の推進につきましては、平成26年度から継続して第2次健康増進計画、食育推進計画策定を進めるとともに、新規事業として学童肥満予防教室、ヘルシージャンプ教室を5月30日から年間を通して実施いたします。

介護保険事業では、地域支援事業において地域包括ケアシステム構築へ向けての新規事業として、認知症カフェを6月から月2回、年間を通して実施し、家族の支援や認知症の方が住みなれた地域で生活できるよう、精神面の安定を図る場所にしていきます。

農林振興課からであります。5月16日、もち麦産地振興協議会がもちむぎゆっとな一日麦秋編を企画し、食べて・知って・めぐる、もち麦体験ツアー第2回目が開催されました。

八千種土地改良区解散結了総代会が5月17日に開催され、財産処分や決算について承認されました。今後は県に解散結了届出を行い、決算に退任届の提出、公告を経て、改良区に関する事務は全て終了となります。

平成27年度産米の生産調整作付面積について、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、約358ヘクタールの作付見込みとなりました。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、日本型直接支払制度に基づいて、農業者団体等は平成28年度から5年間の事業計画を策定して、町に認定申請し、認定された事業計画に基づき、事業を実施することになります。

続きまして、まちづくり課からであります。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場、アクセス道路、観光交流センターなどの整備を進めてまいります。土地開発公社資金の活用、用地交渉事務の一部外部委託などを進め、関係者の皆様のご協力のもと、用地買収の促進を図ってまいります。また、駅周辺整備事業に伴う代替地の整備も進めているところであります。

第5次総合計画策定に伴う都市計画マスタープランの改定、土地利用計画の見直し及び県条例改正に合わせた特別指定区域制度の見直しを進めてまいります。現在、各集落へのヒアリングなどを行っているところであります。

続きまして、上下水道課からであります。下水道部門では、工業団地内の下水道面整備工事（第2工区）の入札を行い、この議会に工事請負契約の締結に関する議案を提案しています。

また、平成26年度繰越事業に係る上中島地区の舗装本復旧工事につきましては完了し、工業団地内の面整備工事（第1工区）と川端雨水幹線工事（第2工区）につきましては、完成を目指し、努力しているところであります。

水道部門では、福田水源地の高度浄水施設整備事業と工業団地内の老朽管更新工事につきましては順調に進んでいます。また、工業用水道については、老朽管布設替工事の入札を行っており、今後工事に取りかかってまいります。

出納室からであります。5月末日をもって平成26年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っているところであります。

また、各課の庁用備品の一括購入見積もりを物品登録業者から徴収し、関係課と調整をしているところであります。

続きまして、学校教育課からであります。4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、福崎町では公立保育所、幼稚園、私立保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、公立4園、私立2園で就学前教育、保育の充実に取り組んでいるところであります。

田原小学校体育館の改築工事は既設体育館の解体撤去が完了し、建設に取りかかっています。高岡幼稚園では、高岡幼稚園仮設園舎を撤去し、跡地の整備、園庭の造成を進めています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、町長は5月15日に総合教育会議を開催し、教育委員会と協議調整の上、福崎町教育大綱を策定いたしました。

社会教育課からであります。第33回福崎町美術展を5月15日から17日までの3日間開催いたしました。洋画、日本画、書、彫塑・工芸、写真の5部門に209作品の応募があり、17日に表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

第36回山桃忌を8月1日、2日にエルデホールを会場に実施します。本年は柳田國男の故郷70年をテーマに、1日は講演会とシンポジウムを、2日は地域の伝統芸能、農村歌舞伎を多可町、岡山県奈義町からお招きし、上演いたします。

平成27年度福崎町子ども会球技大会を6月27日に、郡大会を7月19日に、どちらも福崎小学校において開催する予定であります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 行政報告が終わりました。次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第5号、平成26年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、議案第54号、工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第2工区））までの12件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めていきます。

町議長 第462回6月定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

第462回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

当地方も梅雨入りとなりました。農家では田植えが始まり、忙しい毎日が続いています。気温も急上昇し、福崎でも暑い日を記録しています。火山や地震の情報も伝えられています。社会的には空港や日本年金機構の事故などが発生をいたしております。安全・安心の福崎を目指して一層努力していかなければならないと痛感をしています。

開会に当たって私はこの議会をP D C Aをキーワードにした議会にしては思っております。

今年4月、地方創生大臣が姫路に来られ、講演を聞きました。大臣は今までの取り組みをP D C Aでしっかり見つめ直し、みずから汗をかいて地方創生を実現してほしい旨を講演されました。

私も、P（プラン）D（実行）C（チェック）A（行動）のサイクルで、あらゆる面にわたって検証して行動するのは大切だと思っております。

ことしは戦後70年の年であります。この機会に戦後70年を見つめ直すことが大切ではないかと思っております。

日独伊の軍事同盟が各国に拡大した戦争は、第2次世界大戦とも呼ばれております。大戦は1945年に終結をしています。今年は単に日本だけでなく各国、各地で戦後70周年の記念行事が企画されています。

日本の戦後はポツダム宣言を無条件で受諾することから始まっています。国会で党首討論での首相答弁が話題になりましたので私も読んでみました。この宣言を発した国はアメリカ、中華民国、イギリスの三国です。宣言は、日本は侵略戦争の非を認め一日も早く戦争を終わること、この戦争で得た領土は返すこと、民主主義国家として再出発することなど13項目を列記しています。私には無理難題を押しつけているようには思えませんでした。

日本の戦後の出発はポツダム宣言の趣旨を生かすことから始まっています。日本国憲法はこの趣旨に沿って、①主権在民、②平和の尊重、③基本的人権の尊重、④議会制民主主義の尊重、⑤地方自治の尊重の5原則を柱に制定されています。私はこの内容を中学校で文部省発行の「新しい憲法のはなし」の教科書で習いました。今でもいい内容だと思っております。

ところが間もなく、世界の政治状況が変化していることを理由に、この教科書は姿を消しました。日本への支配も連合国でなくアメリカ1国の影響を強く受けるようになりました。このときから憲法を全面的に暮らしに生かす政治ではなく、ポツダム宣言や憲法の趣旨を変更しようとする力が働くようになり、今日に至っているように思います。そこで、今回は二つの側面で見たいと思います。

その一つは安全保障、平和の側面であります。昨年7月、集団的自衛権を認める閣議決定を行い、今国会に安全保障関連法案を提案し、国会で審議が続いています。

ことしの3月議会からこの6月までの4カ月間の動きだけを見ても、日本の政治が「アメリカの、アメリカのための、日本の政治」に変わっていくのではないかと心配になります。

もう一つの側面は、幸福権の追求であります。何人も幸福に暮らす権利を憲法は擁護しています。私はこのことを考えるに当たって、税制と社会保障制度の変遷を検証することが大切だと思っております。

新しい価値（富）は人間が自然と社会に働きかける作業によって創出されます。資本主義社会にあっては、基本的には資本家と労働者の協働作業の結果だと思っております。したがって価値（富）の配分においても、資本家と労働者の共通理解を通してバランスのとれたものでなければならないと思います。

次に、当面の問題として、地方創生について考えてみたいと思います。この問題は少子高齢化を切り口にして、特に人口減少に関連して重要問題、待ったなしの課題として取り上げられています。十数年前にも似たような口実で平成の合併が進められました。「合併のバスに乗りおくと少子高齢化問題で取り残される。早く乗ろう。」この大運動が展開されました。合併は大きく進み、自治体の

数は半減しました。

それでは課題であった少子高齢化は改善され、地方に活気が戻りつつあるのでしょうか。結果はむしろ逆ではないかと思われる現象が起こっています。今まで役場のあった地域ではシャッターをおろす店がふえています。役場機能は縮小され、不便を感じる住民がふえています。学校の統合、廃校によって地域の活気は縮小しているように見えます。

地域創生を考えるときにも、戦後70年の単位で考える必要があると思います。戦後70年の政治経済をリードした層は誰だったのでしょうか、どのような施策を実行してこられたのか検証しなければなりません。

地方自治は憲法の大切な柱です。戦後、憲法の趣旨を真剣に生かそうと全国民が努力した時間は少なかったように思えます。長きにわたって、改変しようとする力と、守ろうとする力がぶつかり合った歴史ではないかと思います。

国民のもっと多くが憲法を暮らしに生かそうと努力しておれば、今の日本とは異なった日本の姿があったのではないかと私には思われます。

地方創生は、日本の前途を考える上で、大切な課題だと思っています。取り組むに当たっては妥当性（リーズナブル）と持続性（サステイナブル）をしっかりと検証することが大切ではないかと考えています。

さて、福崎町第5次総合計画が本格的にスタートしました。

町としては、まず何よりも計画を町民の皆様に知ってもらう努力を考えています。4月には第5次総合計画住民説明会を開きました。5月には職員への研修を行いました。また、4月に概要版を町内に配布し、より広く、多くの皆さんに知ってもらう努力を進めています。

本編の冊子もでき上がり、議員の皆様を初め各機関に配布いたしました。参画と協働でつくり上げた計画は、やはり参画と協働で実行することが大切だと考えています。

来年は町制60周年を迎えます。この6月議会が実り多いものになることを願っています。

提出議案の概要について説明をいたします。報告は、平成26年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてなど5件です。議案は合計7件で、条例案件は、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定についてなど2件、予算案件は、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてです。既定の総額にそれぞれ800万円を追加し、歳入歳出総額を96億5,200万円とします。

平成26年度事業にあった第1体育館耐震改修工事実施設計の業務が完了不可能となったため契約を解除しましたが、改めて指名競争入札を行うため補正予算をお願いするものです。

その他案件は、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についてなど4件であります。詳細説明につきましては、担当課長が行いますのでよろしくお願ひし、原案どおり可決されますよう、賛同いただけますように、よろしくお願ひを申し上げ、冒頭の挨拶といたします。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いしたいと思います。

日程第 5 報告第 6 号 平成 26 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第 4、報告第 5 号、平成 26 年度兵庫県町土地開発公社事業報告について及び日程第 5、報告第 6 号、平成 26 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての 2 議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 報告第 5 号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の 12 町が出資している、地方自治法第 221 条第 3 項に該当する法人です。したがって、地方自治法 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきますものであります。

それでは、報告書の 1 ページをお開き願います。

まず、平成 26 年度における事業の概況であります。土地の取得は 2 ページの上段となりますが、土地の取得はございませんでした。一方、土地の処分は 2 ページ下段に一覧表をお示ししております。処分に該当するものは平成 26 年度買い戻し額欄で元金相当額があるものとなります。件数で 2 件、金額では 7,265 万 2,000 円、このうち平成 26 年度で処分が完了した土地は播磨町の町道浜幹線となります。この結果、兵庫県町土地開発公社の平成 26 年度末土地現在高額は 2 件で 1 億 3,859 万 9,000 円となっております。

それでは、3 ページからの財務の概況をご説明申し上げます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出の収入は 1 款事業収益では、1 節一般事業売却収益が 2 町からの元金利子相当額分で 7,424 万 1,191 円、2 款の事業外収益は 1 節基本財産利息は 12 町からの出資金の利子で 9,891 円、2 節預金利息はそれ以外の預金利息で 9,362 円、収益的収入合計は 7,426 万 444 円であります。

次に、4 ページの支出であります。1 款の事業原価は、1 節一般土地売却原価 2 町分の元金利子の合計 7,424 万 1,191 円、2 款販売費及び一般管理費は 1 節の旅費から 6 節の負担金補助及び交付金までの合計 19 万 5,330 円となりまして、収益的支出合計は 7,443 万 6,521 円で、この結果、当期純利益は 17 万 6,077 円の赤字となりました。

次のページの資本的収入及び支出の収入につきましては、実績はございませんでした。支出につきましては、1 項長期借入金返還金、1 節一般事業償還金が 2 町 2 件分の元金で 7,265 万 2,000 円、資本的支出合計は 7,265 万 2,000 円となっております。

6 ページの借入金の概要では、期末残高は 1 億 3,859 万 9,000 円となっております。決算監査につきましては、平成 26 年 4 月 18 日に行っております。

次に、10 ページをお開き願います。

10 ページからは、平成 26 年度の計算書類をお示ししております。10 ページの損益計算書、11 ページにつきましては貸借対照表、12 ページにつきましてはキャッシュフロー計算書、13 ページにつきましては財産目録をお示ししております。14 ページからは附属明細表をそれぞれお示ししております。

16 ページは 4 月 17 日に 2 名の監事に監査を受けております。また、次ページからは平成 27 年度事業計画及び資金計画をお示ししております。

17 ページをお開きください。

17 ページの 27 年度の事業計画につきましては、JR 福崎駅周辺整備事業の

国庫補助金の採択状況等を勘案いたしまして、一刻も早い事業用地取得のために兵庫県町土地開発公社の活用を図るものでございます。平成26年9月補正予算でお願いをいたしました債務負担行為の額を計上しております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第6号について、ご説明を申し上げます。

この報告は3月議会で議決をいただきました平成26年度一般会計予算繰越明許費について、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきますのものであります。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、款総務費、項総務管理費のまち・ひと・しごと総合戦略策定事業390万円から、款教育費、項保健体育費の文化ゾーン東側駐車場等用地取得事業9,116万円までの3億3,229万円で、繰越明許費予算のうち平成26年度に駅周辺整備事業で5万円を執行したため、その残額を繰り越しております。

報告第6号資料の1ページから2ページに繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をごらんください。

繰越事業は21事業で、この資料では款項の順番になっておりますが、地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、地方創生先行型交付金事業につきましては、表の右側に財源内訳をお示ししておりますが、その中の未収入特定財源の三つの国庫支出金の区分を設けております。その中の地方創生先行型交付金の欄に金額の入っている事業となります。

上から申し上げますと、福崎町まち・ひと・しごと総合戦略策定事業、妖怪造形コンテスト事業、子育て支援施設備品充実事業、特定不妊治療費助成事業、もち麦生産奨励事業、工業団地紹介パンフレット作成事業、2ページ目の空き家バンク構築等事業、男女共働参画計画策定事業の8事業となりまして、合計で2,400万円でございます。

地域消費喚起生活支援交付金につきましては、1ページの中ほどからでございます。もち麦給食等特産品消費推進事業、町PR番組等制作事業、プレミアム付商品券発行支援事業、産業活性化緊急支援事業、特産もち麦商品消費拡大知名度向上事業の5事業で、合計では2,600万円でございます。

そのほかの事業といたしましては、マイナンバー関係で2事業、合計458万円、道路改修事業につきましては、板坂地区の町道401号線の災害防除事業と香福橋橋梁補修事業の2事業で、合計4,110万円、福崎駅周辺整備事業では、駅南幹線ほか2路線、駅前広場整備事業、都市再生整備事業の3事業で、1億4,545万円、文化ゾーン東側駐車場等用地取得事業で9,116万円の総合計では3億3,229万円となります。

繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金につきましては、資料2ページの合計欄の下に国庫支出金を三つの区分に分け集計をしておりますが、道路事業等の補助金は1億533万8,000円で、地方創生先行型交付金で2,200万円、消費喚起生活支援型交付金で2,400万円、また、駅周辺整備事業等に係ります地方債の合計は1億6,780万円でございますので、差し引き一般財源は1,315万2,000円となるため、繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越しております。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

## る繰越計算書の報告について

議 長 日程第6、報告第7号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 報告第7号、平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

この報告は3月議会で議決をいただきました平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費にかかる繰越計算書ができましたので、規定により報告するものでございます。

報告第7号資料に繰り越しました箇所図を添付しておりますので、あわせてごらんください。

それでは、報告第7号の次のページをお開きください。

繰越明許費の繰越計算書でございます。款項、下水道事業費、事業名、公共下水道事業で2億7,920万円を繰り越すもので、財源の内訳は既収入特定財源の受益者負担金が1,365万円、国県支出金が1億3,470万円、その他地方債が1億2,850万円、及び一般財源が235万円です。

繰越額の内訳につきましては、上中島地区の舗装本復旧工事に充てる事業費2,206万1,240円、長目地区のコミュニティプラントを公共下水道に統合するなど、効率化計画策定業務に635万400円、福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区）に1億1,773万6,680円、同じく第2工区に8,739万5,087円、川端雨水幹線工事（第2工区）に4,565万6,593円を繰り越すこととしております。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

日程第 7 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第7、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第8号、議会の委任による専決処分の報告につきましては、町道での物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、平成27年5月7日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。報告第8号資料に位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、あわせてごらんください。

事故の発生は平成27年3月19日木曜日、午後3時10分ごろです。事故発生場所は福崎町南田原975番地先、相手方が姫路市〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。

事故の概要は、町道中島八幡線を走行中、道路上の陥没箇所にはまり、左前方タイヤアルミホイール、リアカバーを損傷したものでございます。

事故による損害賠償額はタイヤアルミホイールの交換、及びリアカバー等の修理費で、損害総額は16万7,000円になります。このうち福崎町の損害賠償額は過失割合70%の11万6,900円でございます。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

日程第 8 報告第 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第 8、報告第 9 号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

学校教育課長 報告第 9 号、議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。この件は物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、平成 27 年 5 月 21 日に専決処分を行ったので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告をするものです。手続の都合で 5 月の総務文教常任委員会には報告できていませんでした。

報告第 9 号資料に、事故発生場所、位置図、略図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生日は平成 27 年 5 月 3 日、午前 7 時 10 分ごろです。事故の発生場所は福崎町福田 597 番地、福崎西中学校敷地内駐車場で、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇、〇〇〇氏です。

事故の概要は福崎西中学校教諭が部活動引率のため町公用車に生徒を乗車させ、福崎西中学校駐車場から出ようと町公用車を後進させていたところ、後方に停車していた相手方の乗用車に気づくのがおくれ、町公用車の後方が、相手方の乗用車の前方に接触し破損させたものです。

損害賠償額は破損した車の修理に要する費用 23 万 3,000 円です。

以上、報告第 9 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第 9 議案第 48 号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について

議 長 日程第 9、議案第 48 号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

地域振興課長 議案第 48 号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

もちむぎのやかたの指定管理者は、現在、株式会社もちむぎ食品センターを指定し、平成 27 年 8 月 31 日までの指定管理に係る協定を締結しております。

本議案につきましては、平成 27 年 9 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするもので、引き続き株式会社もちむぎ食品センターを指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定に当たっては、まず副町長を委員長としました内部組織である指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の候補者について公募をするか、公募によらず選定するかを決定いたしまして、公募によらず選定することとした場合は、提出された指定申請書を審査した上で、候補者の評価を行い、指定管理者の候補者を決定しているところであります。

株式会社もちむぎ食品センターにつきましては、もちむぎのやかたが開館しました平成 7 年 2 月以降、本町との管理委託契約に基づきまして、もちむぎのやかたの管理をしながら、会社としての事業活動を行ってきました。

平成 18 年 4 月からは、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として引き続きもちむぎのやかたを管理・運営してきております。

また、本町の特産品であるもち麦を全量買い入れた上で加工・販売を手がけている第三セクターであり、もちむぎのやかたと株式会社もちむぎ食品センターは一体の関係にあります。

このようなことから、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において、公募によらない指定管理者の候補者の選定等を規定しております条項の基準に該当すると決定しまして、株式会社もちむぎ食品センター1社から指定申請を受けました。

議案第48号資料をごらんください。

資料の1ページから10ページが指定申請書の抜粋となります。このうち2ページから事業計画書となっております。次の3ページから管理運営に関する計画を記載しております。

(1)の基本的事項では管理・運営方針について、福崎町の特産品もちむぎ麵を初めとするもちむぎ商品とその他の農産物を原料とする食品の製造販売、そして商業、農業の活性化と町民の皆様に愛され、都市住民との交流が促進できる特産館、もちむぎのやかたを目指して、施設の円滑な運営と施設設備の適切な維持管理を行うとしております。

2点目のウ、運営努力についてから、以下の項目、また次の4ページ2段目からになりますが、(2)管理業務における各項目につきましても、対応方針等適切な事業計画となっております。

次は、資料5ページをお開きください。

左側は第22期から26期の収支実績表でありまして、第26期は4月時点の見込みでございます。

この指定管理期間では、リーマン・ショックや東日本大震災による消費低迷の影響も受けまして、第22期の営業損益がマイナス1,039万円、第23期がマイナス481万円と大きな赤字を計上いたしました。この2期の赤字が大きく影響しまして、町からの無利子貸付金に対する平成25年1月期限の600万円の返済が困難となり、議会のご理解も得まして、1年間返済を猶予いたしました。

これを機に株式会社もちむぎ食品センターの経営を見直すため、経営検討委員会を立ち上げ、経営改革に関する方針として提言を受けました。

この間、平成25年4月にはNHKによってもち麦の特集番組が放映された反響から、第24期では724万円の営業利益を確保できましたが、会社経営上キャッシュに一定の余裕も必要であるということから、金銭消費貸借契約を改めて変更いたしまして、段階的に返済金を引き上げて、平成30年から毎年300万円を返済することとしております。

また、平成26年1月からは経営検討委員会からの提言にある経営改善実行計画に取り組み、改善を図ってまいりました。この実行計画の進捗状況につきましては資料の11ページに取りまとめておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

さらに同年7月からは常勤の取締役を配置いたしまして、現場での事務改善と組織の活性化、営業方針の見直し等にも取り組みまして、第26期では営業利益も改善してきたところでございます。

右側は第27期から32期までの収支計画書となっております。

第27期の売上高1億4,500万円は、第26期の売上高を下回った額となっておりますが、これは営業方針として売上高にこだわるよりも利益を確保していくことに重点を置くこととしたものでございます。もち麦は生産面では収量が安定せず、天候にも左右されるもので、原麦の不足状態が続いておりまして、任

期の精麦も十分に販売できないことですか、レストランでは第26期は河童の集客効果で来客人数が大幅に増加したものの、この状態が続いていくことを前提とした計画はなかなか難しいことなどから、売上高は抑えております。

一方費用面では前期において正社員が2名退職いたしました。最小限のパート採用によって、効率的な運営を心がけていくことなどで、費用を抑えていくという考え方のもとにしております。

28期以降は年間0.5%程度の伸びを見込んだ売上高を目標としまして、今期以降の営業利益では320万円から200万円、経常利益では460万円から340万円を確保する収支計画としております。

次の6ページはもちむぎのやかたのレストランの利用人数でございます。

第26期は平成26年2月に辻川山公園に設置しました河童の仕掛けによる集客の恩恵を受けまして、前年と比較しますと20%以上ふえております。

続きまして、12ページをごらんください。

12ページ左側が指定管理者選定委員会から町長への選定結果の具申、それから右側が株式会社もちむぎ食品センターへの指定申請に対する審査結果の通知書でございます。

具申の内容につきましては、次の13ページになります。指定期間としましては、平成27年9月1日から平成33年3月31日までの5年7カ月としておりますが、指定管理者の指定手続等に関する条例においては、指定期間は5年以内とし、特に必要と認める場合には5年を超えて指定をすることができることと規定しているところでございます。この指定期間につきましては、まず、株式会社もちむぎ食品センターの決算月が第25期から3月に変更されたことから、指定管理期間もこの決算月にあわせることが望ましいため、3月31日といたしました。また、特産もち麦の加工販売に取り組む第三セクターでもあり、より長期の指定管理期間を設定することで、長期的な経営戦略にも積極的に取り組むことができることから、5年以内の4年7カ月とするよりも、5年を超えた指定管理期間と設定したものでございます。

次の14ページからは、指定管理者の指定に係る協定書でございます。協定内容は第3条の指定期間ですとか、次の15ページ、第11条になりますが、年度末を更新しました以外は、現協定と基本的には変更はございません。

なお、16ページ、第19条におきましては、施設及び施設設備の修繕、また、施設の改修等は町負担、また、備品の修繕は指定管理者負担と規定してございまして、この内容につきましては、資料の8ページから10ページの設備備品一覧表として管理をしているところでございます。

このうち8ページの左側にナンバーを打っておりますが、この1から6につきましては、麵製造機械類であります。これまで備品扱いとしまして指定管理者の負担としてございましたが、これらは麵の生産設備であること、また、厨房の冷凍冷蔵庫や麵工場の原材料プレハブ冷蔵庫につきましては設備といたしまして、町がこれまで費用負担で整備をしてきているところでございます。したがって、麵製造機械につきましても、区分を備品から設備に変更いたしました。今後の更新等に係る費用については町が負担することといたしました。

なお、17ページの末尾に記載しておりますとおり、この協定書は本議会で議決をいただいた後に本協定とすることとしているものでございます。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますように、よろしく願いをいたします。

議

長 しばらく休憩をいたします。

10時55分再開いたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時55分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第10 議案第49号 福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定について

日程第11 議案第50号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第51号 平成27年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議長 日程第10、議案第49号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例の制定についてから、日程第12、議案第51号、平成27年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 議案第49号、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、総合戦略推進会議の設置に至りました経緯につきましては、議案49号資料の1ページに、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、をお付けしております。

国では、2060年時点で1億人程度の人口維持を目標に、若者の地方定住に向けた雇用創出や、出生率の向上を目的とした子育て支援、地域活性化のための自治体支援等を柱とした取り組みを進めていくため、地方創生の基本理念を初め、国や地方自治体の責務等を定めたまち・ひと・しごと創生法が昨年11月28日に公布されております。

同法では第1条で少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としております。

また、昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されており、創生法の第10条では市町村に対して国の総合戦略を勘案して、地方版の総合戦略を定めるよう努めなければならないと規定されております。資料の右側にお示しをしておりますまち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則に基づき、地方人口ビジョンと5年間の戦略である地方版総合戦略の策定を進めるものであります。議案書の2ページ目をお開きください。

国の創生本部から示された通知においては、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、町民や関係団体等の参画、協力が重要であることから、策定に当たって町民や産業界、行政機関、大学、金融機関等で構成する推進組織で審議をし、広く関係者の意見を反映していくことが大切であると示されたところであります。

条例についてであります。第1条はまち・ひと・しごと創生法に規定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての重要事項を調査・審議するため、町長の附属機関として福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を設置すると定めております。

第2条では所掌事務を定めております。第1号では総合戦略の策定を、第2号では総合戦略の検証を、第3号ではその他の事項として検証結果に基づく総合戦略の改定などを想定しております。

第3条は推進組織の会議の組織を定めております。第1項では委員の人数を15人以内とし、第2項では町長は1号から5号に記載される区分の中から委員を委嘱すると定めております。第1号の町民は公募により3名程度委嘱したいと考えているところであります。第3項は委員の任期を2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員は前任者の在任期間と定めております。第4条は会長及び副会長を置くことと、その職務等を定めております。第5条は会議の招集や議長等の会議規則を定めております。議案書の3ページ目になります。第6条は説明のための会議出席について、第7条は事務局について、第8条は委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行日を公布の日とするものであります。

最後になりますが、福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年度中の策定に向け、準備を進めてまいります。

資料の2ページに組織体制とスケジュールの案をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第50号について、ご説明申し上げます。

議案第50号は先ほど説明を申し上げました関連であります。まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進するため、推進会議を設置するに当たり、委員の報酬の額を月額9,800円に定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

議案第50号資料には新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第51号について、ご説明を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額に800万円を追加し、補正後の予算額を96億5,200万円とするものです。

第2条の地方債の追加につきましては、3ページをお開きください。

記載の目的、社会体育施設整備事業として、第1体育館の耐震設計事業の限度額として800万円を追加するものです。

次に、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

企画財政課長 以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第52号 福崎町道路線の認定について

日程第14 議案第53号 工事請負契約について(福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事)

議 長 日程第13、議案第52号、福崎町道路線の認定について、及び日程第14、議案第53号、工事請負契約について(福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事)の2議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第52号、福崎町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

当議案は道路法第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、別紙をごらんください。

認定する道路の種類及び路線名は、2級2357号線でございます。当道路は福崎駅周辺整備事業により移転をしていただく方の代替地整備に伴い設置する道路でございます。議案第52号資料に位置図をお示しをしております。

起点は福崎町福田字前田281番地1地先から、終点は福崎町福田字高町397番1地先まで、延長は181メートルで、幅員は3.5メートルから11.6メートルでございます。

以上、52号、福崎町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第53号、工事請負契約について、ご説明申し上げます。

平成27年5月29日に指名競争入札を執行いたしました福崎町立小中学校体育館非構造部材耐震化工事の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得て締結をするものでございます。

契約の相手方は、姫路市飾磨区妻鹿264番地2、株式会社海老名組、代表取締役、海老名巖氏でございます。契約金額は6,372万円、工期は平成28年3月25日完成の予定でございます。

それでは、工事の概要等について説明をさせていただきます。議案第53号資料1ページをごらんください。

左側に工事の概要、右側に入札結果をお示しをしております。入札は指名競争入札により参加業者数10社で執行いたしました。

続いて、工事の内容について説明をさせていただきます。資料2ページをごらんください。

今回、非構造部材耐震化工事を実施するのは、現在建て替え工事を進めている田原小学校体育館を除く小学校3校、中学校2校でございます。主な工事内容はつり天井の耐震化、照明設備の落下防止、つり下げ式バスケットゴールの落下防止及び時計、額等の落下防止、窓ガラスの飛散防止対策工事でございます。

つり天井の耐震化工事は、福崎小学校及び高岡小学校の体育館で実施し、既存の天井を撤去した後、新たに軽量天井を設置いたします。

照明設備の落下防止は、八千種小学校を除く小学校2校、中学校2校で実施をし、既存の照明器具を撤去し、取り付け方法等耐震化に対応した照明器具に更新をいたします。

つり下げ式バスケットゴールの落下防止は福崎西中学校において実施をします。つり下げ式バスケットゴールは中学校の2校に設置されておりますが、福崎東中学校は平成22年に耐震改修工事を行った際に改修をしているため、対象としていません。

時計、額等の落下防止は全ての学校で実施し、補強金物等によって壁面に強固に取り付けをし、落下防止を図ります。

窓ガラスの飛散防止も全ての学校で実施をし、アリーナ面に面する部分の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼って飛散防止を図ります。

以上、議案第53号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

区) )

議 長 日程第15、議案第54号、工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第2工区））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 議案第54号について、ご説明申し上げます。

この工事は、平成27年5月25日に一般競争入札に付したもので、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものです。

議案第54号資料に福崎工業団地下水道面整備工事（第2工区）の資料をお示ししています。資料1ページ右側に入札の結果をお示ししております。

工事名は、福崎工業団地下水道面整備工事（第2工区）、落札金額は1億2,754万8,000円で、落札者は株式会社平野組です。工期は平成28年2月29日までとしております。

資料2ページには、下水管路と右下に工事概要をお示ししておりますので、ごらんください。

工事総延長は2,207.4メートル、このうち管敷設工の開削工は口径75ミリから250ミリで、延長は2,195.4メートル、推進工は250ミリで、延長は12.0メートル、その他マンホール設置工62カ所、立坑工は2カ所、取り付け管及び公共ます設置工21カ所、マンホールポンプ機械電機設備工2カ所となっています。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、あすは議案調査のため休会とします。

次の定例会2日目は6月12日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時11分

議 長 11時20分から全員協議会を開催しますので、議員の皆様は第1委員会室にご参集ください。